

議事日程第6号

令和4年12月16日(金)

- 第1 議案上程(議案第69号から第93号まで並びに請願第3号及び第5号)
委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)
質疑、討論、表決
-

本日の会議に付した事件

- 第1は議事日程に同じ
- 第2 議案上程(議案第94号及び第95号)
提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
- 第3 議会案上程(議会案第5号)
提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
- 第4 議会案上程(議会案第6号から第10号まで)
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
-

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
理 事	佐 藤 透	総 務 企 画 部 長	八 端 隆 公
市民福祉部長	伊 藤 徹	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	佐 藤 雅 博
産業建設部長	田 村 力	企 業 局 長	佐 藤 孝 悦
企画政策課長	杉 本 一 也	総 務 課 長	湊 智 志
財政課長	鈴 木 健	税 務 課 長	佐 藤 静 代
福祉課長	高 桑 淳	生 活 環 境 課 長	佐 藤 淳
観光課長	長 谷 部 達 也	農 林 水 産 課 長	鎌 田 重 美
病院事務局長	三 浦 大 成	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教育総務課長	村 井 千 鶴 子	学 校 教 育 課 長	笹 淵 美 穂
農委事務局長	船 木 聖 徳	監 査 事 務 局 長	目 黒 一 人
企業局管理課長	畠 山 隆 之	ガ ス 上 下 水 道 課 長	三 浦 昇
選管事務局長	(総務課長兼任)		

午後 1時59分 開 議

○議長（小松穂積） これより本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第69号から第93号まで並びに請願第3号及び第5号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第69号から第93号まで並びに請願第3号及び第5号についてを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。9番畠山富勝委員長

【総務委員長 畠山富勝 登壇】

○総務委員長（畠山富勝） 総務委員会に付託になりました議案第70号から第79号まで及び9月定例会において継続審査としておりました請願第3号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第70号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第71号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第72号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第73号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第70号は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するため、また、議案第71号は、男鹿市市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、議案第72号は、議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、議案第73号は、一般職の職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料月額を改定するため、各条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、一般職の職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の期

末手当の給与月額が改定となるが、期末手当の支給割合は改定されないとなっている。同一賃金、同一労働の観点からも、不公平感が否めないが、どう考えるか。との質疑があり、当局から、県の人事委員会の報告及び勧告に準じた内容となっており、確かに会計年度任用職員が日々職務に励んでいることは認識しているため、今後、国及び県の動向等々を見極め対応していきたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、議案第70号から第73号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号男鹿市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について及び議案第76号男鹿市職員の降給に関する条例の制定についてであります。

議案第74号は、地方公務員法の一部改正に伴い、現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とするほか、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するもの。また、議案第76号は、地方公務員法の一部改正に伴い、分限のうち降給に関し必要な事項を定めるため、本条例を定めるもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、制度完成の令和14年度までの職員数の見込みについて、定年延長職員を含めた人数を定数と考えるのか。との質疑があり、当局から、定年延長になっても常勤職員であるため定数条例の対象となる。定年延長職員を含め、漸増傾向となる理由としては、組織の新陳代謝を図るために新規採用職員も確保する必要があるためである。

しかし、実際に対象職員が定年延長か、早期退職かのどちらを選択するかについては、まだ未確定な要素が強いと考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、役職定年制の導入で、管理監督職にある者は、満60歳となる年度の翌年度以降どのような人材要件になるのか。との質疑があり、当局より、管理監督職にあった者は、管理監督職以外の職に異動するとし、現在のところ行政職では「副主幹」とすることを想定している。給料月額は当分の間、60歳時点の7割水準とするが、これまでの経験、知識を生かし、後進の育成にも励んでいただくことを期待したい。との答弁がありました。

さらに委員より、退職職員が定数に含まれ、新規採用職員も必要となれば定数が増加していくこととなる。デジタル化を推進する中で、事務の効率化による人員削減も

可能であると感じるが、業務の見直し等を図るべきではないか。との質疑があり、当局より、デジタル化の推進によりこれまでの仕事の効率化は確実に図られるが、その利便性ゆえに仕事の奥行きが広がり、業務量は増えているという実情がある。業務量の見直しについては、早急に取り組むべき課題であると認識している。との答弁がありました。

以上の審査経過により、議案第74号及び第76号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第75号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消防団の処遇改善を目的として、消防団員の報酬を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、消防団員の年額報酬及び出動報酬が引き上げられ、待遇改善が図られることは団員の意識の向上にもつながる。その一方で、団員として登録していれば、活動していない団員へも報酬が支払われるが、団員の活動の管理体制はどのようになっているか。との質疑があり、当局から、現在は団員の就労状況がかつてと異なり、約6割の団員が仕事を持ちながら属している。そのため、出動したくともできないケースがあると考えている。しかし、団員は地域の災害に備え、日々待機の姿勢であると認識している。

団員の活動の管理については、分団から出動人数の報告を受けているが、直接現場に赴く職員で確認、活動記録の整備を行いたいと考えている。との答弁がありました。

以上の審査経過により、議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号男鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第78号男鹿市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

議案第77号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に必要な事項を定めるため、また、議案第78号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、男鹿市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の

手続等について定めるため、各条例を制定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、個人情報保護審査会の委員構成について、委員5名のうち女性委員は何名いるか。との質疑があり、当局から、現在の条例では市の顧問弁護士、秋田大学の教授、市役所職員OBで構成され、うち女性は1名である。本案施行の際には、同様に専門的分野から市の顧問弁護士や、男女共同参画の観点からも複数の女性委員に参画していただく考えである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、議案第77号及び第78号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第79号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における候補者の選挙運動費用に関する公費負担の限度額引上げを実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第3号出張所（窓口業務）の統廃合及び業務再編の再考を求める請願についてであります。

本請願は、男鹿市内出張所の証明書発行業務を廃止する計画の実施において、窓口取扱い件数の利用実績の推移を、複数年考慮した上で判断し、状況によっては廃止を凍結させること。また、仮に廃止する場合にはその代替案を講じた上で、市民サービスを低下させないことを求めるというものであります。

本請願について、9月定例会の当委員会では、さらに精査する必要があるとし、継続審査としております。

委員会での意見としては、第1点として、集落支援員の導入や町内会館等の改修費助成等、地域に対する行政サービスの総量では、絶対に低下させないという当局の意見から、住民説明会で市民が述べた不安や問題を払拭し、今後不具合があれば改善策を講じていくことで窓口業務の集約は可能であること。

第2点として、集落支援員の活動により、地域の活性化の維持が図られ、固定化及

び高齢化している地域の役員等の負担軽減を図ることが考えられること。

第3点として、人口減少や地域を取り巻く環境や暮らしの変化、費用対効果の観点からも、窓口業務の集約は必要であること。また、配達システムを利用する高齢者や車のない方等への訪問の際に安否確認、見守りもできること。との意見がありました。

以上の審査経過により、本請願書については、不採択すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。10番進藤優子委員長

【教育厚生委員長 進藤優子 登壇】

○教育厚生委員長（進藤優子） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第80号男鹿市立図書館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、図書館利用者の利便性向上を目的として、図書館の休館日を変更するため、本条例の一部を改正するもので、現在休館日としている毎月第3日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、毎月第1・第3月曜日を、原則毎週月曜日と改め、さらに、利用時間については、火曜日から金曜日までを午前9時から午後6時まで、日曜日、土曜日及び祝日法による休日を午前9時から午後5時までと改めるものである。なお、12月29日から翌年の1月3日までは、現在のとおり休館とし、変更はないものであります。

本案について、委員より、曜日等により運行数に違いのある公共バス等の運行ダイヤから見た、利便性の向上を目的とした考え方について質疑があり、当局から、利用者からの要望に応え、条例を改正するものであるが、公共バス等との兼ね合いについては、今後協議の上、検討したい。との答弁がありました。

さらに委員より、休館日を変更した際に見込まれる利用者数の変化について質疑があり、当局から、現在、平日の平均利用者数は30人から40人程度であり、土曜日・日曜日については100名前後であることから、条例改正後の利用者数は1.5倍前後増加するものと予想している。今後、様々な機会を捉え、図書館の利用喚起を行い、「三つの市民運動」の一つである読書運動を推進したい。との答弁がありました。

た。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました議案及び請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第81号男鹿市複合観光施設の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、「男鹿市複合観光施設」の指定管理者として、「株式会社おが」を指定するものであります。

本案について、第1点として、委員より、現代表取締役を補佐する専門人材の確保について質疑があり、当局から、本年1名を採用し、来春には新卒1名の内定が決まるなど、体制の強化に努めているところである。しかしながら、販売戦略やマーケティングのエキスパートについてはすぐに育つことが難しいため、当該法人においても問題意識を持って対応を検討している状況である。との答弁がありました。

第2点として、委員より、株主への配当について質疑があり、当局から、会社設立から6期目となり、徐々にではあるが売上げが伸びるなど、決算状況は好転してきているものの、依然、累積赤字は続いていることから、現在のところ株主への配当はまだなされていない状況となっている。今後は、累積赤字が解消され、早い時期に株主配当ができるような経営状況となるよう、本市としてもより一層連携して取り組んでいく。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第82号秋田県及び男鹿市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。

本議案は、人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持することを目的として、県と連携して生活排水処理事業に関する

事務を処理するため、連携協約の締結について協議するものであります。

本案について、第1点として、委員より、補完組織の人員体制について質疑があり、当局から、本格運用開始時には、役員及び社員含め約15名程度の規模を想定しており、経営リスク軽減のため規模を小さくして運用を開始し、各種ニーズを見ながら、事業量に見合った人員配置をするなど、今後増員などの検討を進めていくものと伺っている。との答弁がありました。

第2点として、委員より、出資金のほかに負担金や事業費負担は発生するのか。との質疑があり、当局から、出資金は生活排水処理区域内の人口に応じて算出され、本市においては87万円と予定されているが、運営における負担金は発生しないものと伺っている。

また、事業費負担については、今後ストックマネジメント計画などの事業を補完組織に発注する際、当然それ相応分の経費が発生するため、そのような意味において事業費負担はあるものと認識している。との答弁がありました。

第3点として、委員より、本市における最大のメリットについて質疑があり、当局から、官と民の人材やノウハウを結集させたこの補完組織からは、経営戦略やストックマネジメント計画の策定においては、大きな知見から助言や支援を受けることができるものと考えている。

また、広域補完組織の運営は、ストックマネジメント計画策定等の市町村からの事業を県が補完組織へ一括発注することで、価格面でのメリットや品質の均衡化が図られ、さらには、地域における人材や業者の確保にも貢献するものと認識しており、効率的に事業を推進できるものと考えている。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第5号「渚の交番プロジェクト（日本財団）」の助成事業等を活用した鵜ノ崎海岸の整備による男鹿半島周遊観光の推進に係る請願についてであります。

本請願は、南海岸・西海岸への誘客、ひいては男鹿半島周遊観光の推進による観光消費や経済波及効果の拡大につなげるため、日本財団が推進・助成する「渚の交番プロジェクト」等を活用した「鵜ノ崎海岸」エリアの整備に向け、助成対象となり得る団体の確保等も含めて積極的な対応を進めていただきたい。というものであります。

本請願について、委員より、当該エリアには新規宿泊事業者の進出が予定されるなど、相乗効果によりにぎわいの創出は期待できるものの、本プロジェクトの助成対象は、自治体以外の非営利団体が行う海と親しむための活動とされている。

こうしたことから考えると、地域におけるプレイヤーの活動や周辺地域の機運の盛り上がりを確認できない現下においては、ゼロベースから団体の確保等を含めた対応を求められても実現が難しく、願意は時期尚早である。との意見がありました。

以上の審査経過により、本請願については、願意妥当と認めず、不採択すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番笹川圭光委員長

【予算特別委員長 笹川圭光 登壇】

○予算特別委員長（笹川圭光） 予算特別委員会に付託されました議案第69号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）及び議案第83号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第8号）から議案第93号令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）までの審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る7日及び8日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、御報告申し上げます。

第1点として、児童福祉施設整備事業についてであります。

一つとして、実施設計業務委託料の増額の予算計上は、増加した事業費に対する意見などにより、見直しや内容精査による設計等の変更に伴うものであるが、この委託料のかかり増しとなる費用の捉え方について。また、この費用は現契約の中で設計変更として吸収できなかったものか、及び、設計変更となる遊具や仕上げ材などの主な変更内容について。

二つとして、実施設計の変更により、再生可能エネルギー・太陽光パネル設備がなくなっている点で、脱炭素社会の実現を目指す政府の方針との整合性について。

三つとして、子育て支援室の併設や太陽光パネル設備などを取りやめ、事業費の引下げに努め債務負担行為額の設定をしているが、さらなる削減、事業費の縮減はでき

なかったものかについて。

四つとして、基本設計のプロポーザルに応募した事業者の中で、基礎工事、地盤改良及び杭工事などが入った設計案の有無について。

第2点として、市でバッチを配布するなどにより取り組んでいる「あいさつ運動」の、市民の皆さんへの浸透の状況及びその必要性と、今後の継続について。

第3点として、敬老会の、ここ2年間のいろいろな形で実施し、改善していく内容での取組による今後の実施方法の検討及び本来の敬老会の在り方について。また、地域担当制職員の敬老会への参加協力の状況について。

第4点として、新年度予算について、国の予算が予算要求全体の中で、経済対策、支援対策などもあり、去年に引き続き過去最高額の要求枠になっている状況において、国の事業に伴う市の施策や、市民からの要望による事業実施も見込まれるが、これらは将来に対する負担となっていくことから、いま一度、財政規律を再確認し、施策を推進すべきことについて。

第5点として、子育て世帯物価高騰対策応援給付金の支給対象が令和5年1月31日までに生まれた児童となっており、2月1日以降の出生は対象とならないが、対象を3月末までに広げる考えについて。

第6点として、冷凍加工品自動販売機可能性調査における、自動販売機の設置・運営の状況、地場産品を活用した冷凍加工商品の開発状況及び調査後の方向性について。

第7点として、地域おこし協力隊の予算減額の内容と、これまでの就退任の状況、市内定住の状況及び活動・定住などにおける課題について。また、複数名いたほうが協力隊員としても力が発揮できると思われるが、複数名での配置の考えについて。

第8点として、各施設の指定管理料の増額の予算措置は、主に燃料費高騰に対するものと思われるが、国からの軽減対策の部分は反映されたものとなっているかについて。

第9点として、時間外手当が1億円を超えるようになった状況を鑑みて、コロナ対策事業で関連する部署などの増加要因もあるが、一方では、会計年度任用職員の増加もある中で、年々右肩上がりに増えていく状況に対し、内容を分析し、時間外手当が増加している流れを変えるための今後の対応について。

第10点として、新たな地域拠点の整備について、地域活性化のための取組であるが、行政主導による進め方、理想的な話では、今、地域が疲弊している現状においては、活性化が進んでいかない状況であるため、出張所・出張所長を中心に行政として、それぞれの地域の現状と課題をさらに分析して、地域のためにやっていくことを再考すべきでないかについて。

第11点として、介護保険特別会計補正予算の繰越金額を鑑みて、極力、保険料の引下げに努めるべきと考えるが、保険料引下げの検討について。また、男鹿の郷からの償還金合計の内訳について

第12点として、過疎地域持続的発展基金への積立金及びこの基金に対する事業債が、このたび令和4年12月定例会の補正予算に計上されている背景とその概要についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお、詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも、全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対して、第1点として、本市の基幹産業となる農林水産業の取組として、パークランドグループの本市での事業拡張に対し、市からの積極的な働きかけを行うべきことについて。

第2点として、指定管理料の増額措置や、もしかすれば財政調整基金の20億近い現在高からきているかもしれない、全体的な財政規律の緩みを感じられるが、いま一度、組織的取組の強化、職員全体で各事業に取り組むことについて質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第69号及び議案第83号から第93号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

8番佐藤誠議員

○8番（佐藤誠議員） 産業建設委員長に伺います。

この後ちょっと討論を予定しているんですが、請願第5号について、先ほど委員会

の内容を聞かせていただきました。

伺いたいのは、地元の市民の調整といいますか、それとか、いわゆる盛り上がり、それとかNPOとかのいわゆるプレイヤー、そういう人がいないということは、どのようにしてそれを判断されたのか。どのようにしてそういうふうな、まあ聞き取りとかそういうことをしたのか。そういう討論があったかどうか、議論があったかどうかお知らせください。

○議長（小松穂積） 産業建設委員長、鈴木委員長

○産業建設委員長（鈴木元章） お答えします。

請願の内容については、その文章の中には、当然、地元自治体とか地域でやるというふうなことは何も明記されてませんでした。それで、各委員の方からも、その点どうなっているのかということていろいろ意見を確認して、誰もはっきりした答えが分からなかったものですから、当局のほうに、このことについて何か、話とかそういうのはありませんかっていうことを聞いて、今のところ、具体的にそのような感じの動きはないと、ないというか、それでこのような報告になっております。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。

○8番（佐藤誠議員） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（小松穂積） 質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

請願第5号については、委員会での報告は不採択であります。これに対し、原案に賛成する討論の通告がありますので、これを許します。8番佐藤誠議員

【8番 佐藤誠議員 登壇】

○8番（佐藤誠議員） 私からは、請願第5号について、賛成の立場で討論したいと思います。

「渚の交番プロジェクト」というのは、日本財団が全国のすばらしい渚を守り、後世に引き継いでいく地域の活動に対して支援をするものでございます。2009年から宮崎市を皮切りに毎年一、二か所が採択され、だんだん北上してきて、去年は石

巻、そして今年は山形の加茂海岸が決まりました。

先月、観光協会と議会との意見交換会が開催されましたが、武内会長も鶴ノ崎海岸についても要望されておりましたが、実は昨年意見交換会で、観光協会の副会長であったG A Oの芝田館長がこのプロジェクトの全国の理事だったということが分かり、G A Oの芝田館長がその後すぐ、A K Tテレビの中にある秋田の事務所にすぐ足を運んでくださいました。一方、プロジェクトのほうにメールを送ってみると、「市はどう考えているのか」という内容の返信があり、結局は民間のある団体が応募しても市が応援する体制がなければならないことが分かりました。

9月議会で私が質問したときには、地元の機運の醸成の必要性和管理者がいらないという答弁でございました。また、本プロジェクトの申請は自治体ではないということも請願者はよく理解しておりました。でも、実際は管理してもいいという人もいます。法人もあるんです。で、またなければ、これからつくっていけばいいと思います。管理してもいいと言ってる人の名前は、当局にも伝えてあります。残念ながら、今のところまだその連絡はないということでした。

本請願は、鶴ノ崎海岸の整備に向けた一つの手法として、こうやって男鹿市の一市民が気づいて、調べて気づいて、このプロジェクトを活用できるのではないかと提言しているものであり、このプロジェクトにこだわらず、その他の各種助成制度等についても積極的に活用して、何とか鶴ノ崎海岸の整備を進めてほしいと。また、そのための情報収集、調査、研究、そして検討して、この男鹿の宝を整備して市がきちんと後押ししてほしいという請願と捉えています。市はもちろん、観光協会も多くの市民も整備の必要性を感じていると思います。せっかく日本の渚100選、そういう選ばれた鶴ノ崎海岸は、特別なイベントをしなくても、多いときで車400台、テント200張り、多くの人に愛されている場所です。そこに支援をしてくれるこのようなプロジェクトなどがあれば、市としては積極的に推し進めるようにしていただき、それを議会が後押しすべきと考えます。

このプロジェクトの募集は、今、終わるのではありません。時期尚早などということではありません。これからもまだ続きます。市外からの声ではなく、市民の声としてこれがあがっていることこそ、こういう声があがったことこそ、市内の、市民の、地元の盛り上がりと言えるのではないのでしょうか。

議員の皆様の賢明な御判断をお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 次に、3番鈴木元章議員の発言を許します。3番鈴木議員

【3番 鈴木元章議員 登壇】

○3番（鈴木元章議員） それでは私からは、請願第5号「渚の交番プロジェクト（日本財団）」の助成事業等を活用した鵜ノ崎海岸の整備による男鹿半島周遊観光の推進に係る請願について、原案に反対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、本請願については、日本財団が推進・助成する「渚の交番プロジェクト」等を活用した鵜ノ崎海岸エリアの整備に向け、助成対象となり得る団体の確保等も含めて、議会及び市当局に積極的な対応を進めていただきたいという内容のものであります。

産業建設委員会といたしましては、本プロジェクトの助成対象は自治体以外の非営利団体が行う活動とされており、地域におけるプレイヤーの活動や周辺地域の機運の盛り上がり、この請願内容等からは確認できなかったこと、いわば受皿の体制が整っていない現状においては、ゼロベースから団体の確保等を含めた対応を求められても実現することが難しいと考えられ、願意は時期尚早ではないかと判断し、不採択としたところであります。

先ほど佐藤議員のほうからありましたけれども、請願の中に、例えば佐藤議員がおっしゃったとおり、やりたいという人がいたとあって、そういうふうなことが我々委員会の中で分かっていたら、恐らくまたこの形も変わったのではないかなど、私は佐藤議員の今意見を聞いて思いました。

以上の理由から、原案に対し反対するものでありますので、議員の皆様の賛同をお願い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小松穂積） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

初めに、先ほど討論がございました請願第5号「渚の交番プロジェクト（日本財

団)」の助成事業等を活用した鶴ノ崎海岸の整備による男鹿半島周遊観光の推進に係る請願を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松穂積) 起立少数であります。よって、請願第5号は、不採択されました。

次に、請願第3号出張所(窓口業務)の統廃合及び業務再編の再考を求める請願を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松穂積) 起立なしであります。よって、請願第3号は、不採択されました。

次に、議案第69号から第93号までを一括して採決いたします。本25件に対する各委員長の報告は承認及び可決であります。本25件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第69号から第93号までは、原案のとおり承認及び可決されました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第94号及び第95号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第94号及び第95号を一括上程

○議長(小松穂積) 日程第2、議案第94号男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条

例について及び議案第95号令和4年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第2号）についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました条例及び補正予算案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第94号は、急激なガス料金の上昇によって影響を受ける家庭や企業の負担を軽減することを目的に、電気・ガス価格激変緩和対策事業によるガス料金の値引きを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第95号は、電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施によるガス料金の値引き及び国庫補助金などを措置したものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。佐藤企業局長

【企業局長 佐藤孝悦 登壇】

○企業局長（佐藤孝悦） 私からは、議案第94号及び議案第95号について御説明をさせていただきます。

初めに、議案第94号についてであります。恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、急激なガス料金の上昇によって影響を受ける家庭や企業の負担を軽減することを目的に、電気・ガス価格激変緩和対策事業によるガス料金の値引きを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

改正条文であります。改正後と改正前の新旧対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所です。

改正内容は、制定附則に記載の条文を追加するもので、附則第4項第1号の規定のとおり、令和5年2月から令和5年9月の料金については、使用量に応じて1立方メートル当たり27.28円を値引きし、同項第2号の規定は、令和5年10月分の

料金から13.64円を値引きするものです。

なお、条文の値引き価格は、消費税抜きとなっておりますが、需要家に対する料金値引きについては、税込みの30円または15円となります。

施行期日は、条例の公布の日からであります。

次に、議案第95号についてであります。恐れ入りますが、令和4年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第2号）の1ページをお開き願います。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款ガス事業収益は、製品売上げの減額や国庫補助金などの追加で、24万4,000円減額し、補正後の予定額合計を6億4,808万1,000円とするものであります。

各項の補正内容につきましては、第1項製品売上1,466万1,000円の減額は、電気・ガス価格激変緩和対策事業によるガス料金の値引き分で、第3項営業外収益1,441万7,000円の追加は、ガス料金の値引き分及びシステム改修費に係る国庫補助金であります。

次に、支出であります。第1款ガス事業費用は、システム改修費に係る委託料の増額や消費税及び地方消費税の納税額の減額で、24万4,000円を減額し、補正後の予定額合計を6億4,418万4,000円とするものであります。

各項の補正内容につきましては、第1項営業費用119万9,000円の追加は、検針票への値引き周知の明示に係るシステム改修費で、第3項営業外費用144万3,000円の減額は、収入及び支出の増減に伴う消費税納税額を見込んだものであります。

以上で、議案第94号及び議案第95号の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第94号及び第95号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第94号及び第95号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第5号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第5号を上程

○議長（小松穂積） 日程第3、議会案第5号男鹿市議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番佐藤誠議員

【8番 佐藤誠議員 登壇】

○8番（佐藤誠議員） それでは私から、議会案第5号男鹿市議会個人情報保護条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条により、個人情報保護法が令和3年に改正され、当市においても法が令和5年4月に施行されま

す。

これに伴い、従来の男鹿市個人情報保護条例を令和5年3月末で廃止とし、令和5年4月より当市でも法が適用されることに加えて、法で委任された事項を定める男鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、適用することとなります。

これまで、議会は男鹿市個人情報保護条例の実施機関に含まれていたため、議会独自の個人情報保護条例や規程等を規定しておりませんでした。

議会については現行の行個法が行政機関を対象とし、国会や裁判所をその対象となっていないこととの整合性を図るため、新制度の適用の対象としないこととすることが適当であり、自律的な措置を講じることが望まれるため、令和5年4月より男鹿市議会個人情報保護条例を制定するものであります。

なお、条文につきましては、皆様に御配付したとおりでございます。

以上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第5号男鹿市議会個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議会案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第6号から第10号までが提出されました。この際、本5件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議会議案第6号から第10号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第4、議会議案第6号から第10号までを一括して議題といたします。

職員に議会議案を朗読させます。

【職員朗読】

議会議案第 6号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書

議会議案第 7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

議会議案第 8号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書

議会議案第 9号 介護保険制度の改善を求める意見書

議会議案第10号 学校部活動の地域移行に関する意見書

○議長（小松穂積） お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本5件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第6号から第10号までを一括して採決いたします。本5件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議会案第6号から第10号までは、原案のとおり可決されました。

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書

コロナ禍や緊急な円安、物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

インボイス制度が実施されれば、地域経済を担う中小企業者、農業者やフリーランス、シルバー人材センターなど多くの事業者にとって消費税負担を強いることとなります。また、消費税の免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

インボイス制度は、コロナ禍から再起をはかる事業者に重い足かせとなります。また、財務省が試算するように実施されれば、新たに2,480億円の消費税収が増え、これは全て消費者の負担になります。

インボイス制度については、多くの業界団体や税理士団体なども「中止」「凍結」を求めており、緊急策として実施の延期を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年12月16日

秋田県男鹿市議会

議長 小松穂積

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医療や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

秋田県男鹿市議会

議 長 小 松 穂 積

内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄	殿
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信	殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一	殿
総 務 大 臣	松 本 剛 明	殿

医療・介護・保育・福祉などの職場で働く
すべての労働者の大幅賃上げを求める意見書

新型コロナの感染拡大から 2 年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題です。感染が拡大し「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしています。

政府は、看護師、介護士、保育士などのケア労働者の賃金引き上げを行うことを明らかにしましたが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感できる水準ではありませんでした。22 春闘の処遇改善事業に関わる日本医療労働組合連合会加盟組織の回答（7 月 1 3 日現在回答数 2 0 7 組織）によると、基本給に反映した回答は看護職関係で 1 組合、介護職関係で 1 2 組合のみであり、政府が宣言した賃上

げには全くつながっていません。さらに、「職場に分断を持ち込む」あるいは「10月以降の内容が不明で継続性が疑われる」などの理由で申請しないとの回答も出されました。

政府が実施した看護師の賃上げ補助事業に関して、10月以降の診療報酬上の評価について、中医協が8月10日に答申を出しました。今回の診療報酬上の評価では賃上げ3%相当の月額1万2千円を盛り込んだことは一定評価できるがその一方で、今回の賃上げ対象についても非常に限定的であり、就労看護師約166万人のうち61万人余りと4割にも満たない対象者の割合であり、対象医療施設で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2,720施設、わずかに1.5%程度しか対象になりません。多種多様な専門職種によるチームワークを最も重視される医療職場で、前回同様に一部の対象者に絞り込む内容を繰り返せば、医療職場に差別と分断を持ちこみ、かえって混乱を広げることは間違いありません。

国民のいのちと健康を守っている、すべての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務です。医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要ではないでしょうか。

記

- 1 医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと。
- 2 介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。
- 3 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月16日

内閣総理大臣	岸田文雄	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
総務大臣	松本剛明	殿

介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした実態をいっそう加速させています。

ところが政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1・2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネ、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断をもちこむ内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生します。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要です。コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。利用者、介護事業所・従事者が直面している困難の早急な打開と、介護保険制

度の立て直しが急務です。経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めます。

私たちは、介護保険制度の改善を求めて下記の事項について国に要望します。

記

- 1 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと。
- 2 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
- 3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
- 4 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月16日

秋田県男鹿市議会

議長 小松 穂 積

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
総務大臣	松本剛明	殿

学校部活動の地域移行に関する意見書

先般、スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに、令和7年度を目処に段階的な「地域移行」を実施する内容の提言をまとめました。

スポーツ庁の有識者会議の提言後まもなく、全国市長会は『運動部活動の地域移行に関する緊急意見』を取りまとめ、多くの自治体に広がっている懸念の声に応えるよう、国の責任、移行期間、部活動の教育的意義、費用負担のあり方、スポーツ団体等の整備充実、スポーツ指導者等の人材の確保、保険のあり方などに関する具体的な項目を挙げ、政府に措置を求めました。

日本の教職員の長時間労働の実態は世界的に見ても異常であり、早急な対応が求められることから、この度の「地域移行」は一つの選択肢としては理解します。しかし、国は、これまで部活動を学校教育の一環である教育活動として位置付けてきました。それは、生徒の自主的な活動である部活動が、教育基本法が教育の目的として定める「人格の完成」において重要な取組だからです。

本議会は、全国市長会の緊急意見書に賛同の意を表明すると共に、文化系部活動に関しても同様の措置を求めると同時に、国において、下記事項について特段の措置を求めます。

記

- 1 部活動の地域移行は、地域の実情に合わせた実施を進め、当事者である子ども、教職員、保護者、関係団体等の意見を十分に聞いて実施すること。
- 2 学校教育の一環である部活動を「人格の完成」を目標とすることと位置づけ、教職員の負担軽減につながるよう、部活動を含む教員のすべての業務を勤務時間内に収める取組も推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月16日

秋田県男鹿市議会

議長 小松 穂 積

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
文部科学大臣	永岡桂子	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
スポーツ庁長官	室伏広治	殿
文化庁長官	都倉俊一	殿

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。

どうも御苦勞さまでございました。

午後 3時05分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 畠 山 富 勝

議 員 進 藤 優 子